

## 導入促進基本計画

## 1 先端設備等の導入の促進の目標

## (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

## ①人口構造

市内の総人口は 307,132 人、平均年齢は 45.8 歳であり、総人口の約 60%が生産年齢人口（15 歳～64 歳）で占められている。

| 0～14 歳   | 15～64 歳   | 65 歳以上   | 合計        |
|----------|-----------|----------|-----------|
| 43,287 人 | 183,580 人 | 80,265 人 | 307,132 人 |

住民基本台帳（令和 7 年 2 月 1 日現在）

## ②産業構造

市内企業の売上高は、令和 3 年度時点で総額 940,703 百万円であり、「製造業」と「卸売業、小売業」が約 50%を占めている。

産業分類による業種別の売上高、及び市内全体の売上高に対する割合は下表のとおりである。

| 産業分類              | 売上高（百万円） | 売上高の割合 |
|-------------------|----------|--------|
| 製造業               | 300,067  | 31.9%  |
| 卸売業、小売業           | 170,775  | 18.2%  |
| 医療、福祉             | 126,849  | 13.5%  |
| 建設業               | 85,070   | 9.0%   |
| サービス業、娯楽業         | 61,718   | 6.6%   |
| サービス業（他に分類されないもの） | 45,069   | 4.8%   |
| 不動産業、物品賃貸業        | 36,607   | 3.9%   |
| 運輸業、郵便業           | 22,551   | 2.4%   |
| 宿泊業、飲食サービス業       | 22,390   | 2.4%   |
| 情報通信業             | 21,728   | 2.3%   |
| 全産業               | 940,703  | -      |

（令和 3 年経済センサスによる ＊上位 10 業種のみ掲載）

## ③中小企業者の実態

市内の事業所数は令和 3 年時点で 8,508 であるが、従業員数 20 人以下の企業が 9 割近くを占めており、比較的小規模な企業が本市の産業を支えていると言える。

| 従業員規模       | 事業所数    | 割合      |
|-------------|---------|---------|
| 20 人超       | 961     | 11.3%   |
| 20 人以下      | 7,547   | 88.7%   |
| (【再掲】5 人以下) | (5,095) | (59.9%) |
| 全事業所        | 8,508   | -       |

(令和 3 年経済センサスによる)

#### ④先端設備等の導入を促進していく必要について

令和 3 年経済センサスによれば、明石市の労働生産性は 3,944 (千円／人) であり、全国平均の 6,095 (千円／人) や、兵庫県平均の 4,503 (千円／人) を大きく下回っており、明石市における中小企業者の実態は未だに厳しい状態にある。

今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る必要がある。

## (2) 目標

### ①目標概要

経済の好循環実現に向け、市内における売上高の割合が高い製造業を中心とした幅広い中小企業に積極的な設備投資を促し、成長と雇用創出につなげることを目標とする。

### ②定量的な目標

先端設備等導入計画の認定事業者数が、年平均 30 件以上となることを目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が、年平均 3 % 以上向上することを目標とする。

なお、労働生産性は、以下により算出するものとする。

$$\text{労働生産性} = \frac{\text{営業利益、人件費及び減価償却費の合計}}{\text{労働者数又は労働者数} \times \text{一人当たり年間就業時間}}$$

## 2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促すため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組を促すため、市内全域を地域とする。

### (2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組を促すため、全業種・全事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組を、先端設備等導入計画の対象としないものとする。
- ② 健全な地域経済の発展に配慮し、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の対象としないものとする。

### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。